

岐阜県公報

第 六 百 二 十 七 号
令 和 七 年 十 月 三 日
(金 曜 日)

目 次

規 則

○岐阜県消防表彰規則の一部を改正する規則

(消 防 課) 四三九^{ページ}

告 示

○家畜伝染病予防法に基づく消毒の実施

(家畜防疫対策課) 四四〇

公安委員会告示

○特例施設占有者の指定

(会 計 課) 四四〇

公 示

○落札者等に関する公示

(地域福祉課) 四四一

○落札者等に関する公示

(技術検査課) 四四一

規 則

岐阜県消防表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七十八号

岐阜県消防表彰規則の一部を改正する規則

岐阜県消防表彰規則（昭和三十三年岐阜県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式の二中「消防団員優等表彰表表紙内冊」を「消防団員優等家族表彰

表冊」に

「 表 冊 の 記 載 加

を

「 表 冊 と し 註 記 し た り する 消防 団 員

に

「 婚 姻 申 用 田

を

「 同 一 生 計 開 始 年 月

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

令 和 七 年 十 月 三 日

「田」に「ケ用」を「カ用」に、「肥田土」を「肥田土」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百四十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第十五条の規定により告示する。

令和七年十月三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

二 実施する区域

県内全域の百羽（だちようにあつては、十羽）以上を飼養する家きん飼養農場（消石灰による消毒又はこれと同等と認められる消毒方法を自ら実施するものを除く。）

その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養農場

三 実施の期日

令和七年十月十五日から令和八年三月三十一日まで

四 消毒方法

消石灰の農場内（飼育舎周囲及び農場外縁部）への散布

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第十五号

遺失物法施行令（平成十九年政令第二十一号）第五条第五号の規定により特例施設占有者として次の施設占有者を指定したので、遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）第二十八条第四項の規定により告示する。

令和七年十月三日

岐阜県公安委員会

委員長 林

正 子

氏名又は名称及び住所又は所在地	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地	指定をした日
株式会社ダイナム 東京都荒川区西日暮 里二丁目二七番五号	代表取締役 保坂 明	ダイナム岐阜 多治見店	多治見市笠原町 字森下一六四七 番地三五	令和七年 八月二十 七日
同右	同右	ダイナム美濃 加茂店	美濃加茂市森山 町二丁目四番二 七号	同右
同右	同右	ダイナム岐阜 瑞浪店	瑞浪市山田町六 六〇番地一	同右
同右	同右	ダイナム岐阜 養老店	養老郡養老町宇 田字郷勾五九四 番地一	同右
同右	同右	ダイナム岐阜 マーゴ関店	関市倉知字デム デコ四六七番地	同右
同右	同右	ダイナム岐阜 山県店	山県市大字高木 字戸羽一二一六 番地	同右
同右	同右	ダイナム岐阜 日野店	岐阜市日野南九 丁目五番一号	同右
同右	同右	ダイナム岐阜 各務原鵜沼店	各務原市鵜沼羽 場町五丁目一七	同右

[illegible]

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県県土整備部技術検査課建設情報係
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

令和七年十月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社